働き生きるためのセーフティネット概念図

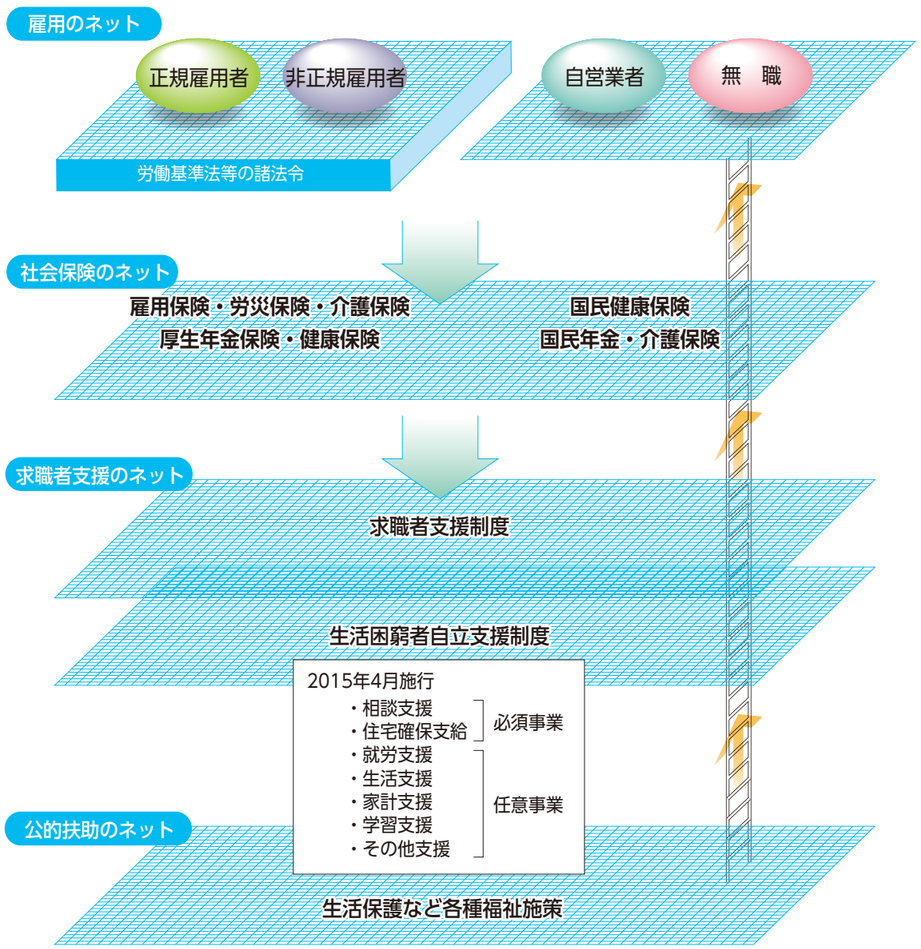

2015 年作成：NPO 法人 あったかサポート

対　象／ 生徒、学生、教職員、PTA、キャリア教育担当者、就労支援員

効　果／
- 社会人として働くことと人権や人格権について理解を深める
- 仕事の悩みや働く上での問題が発生した際の相談先がわかる
- 病気やケガ、出産、退職に伴うリスクと社会保険の活用がわかる
- 働き続けるために必要なことは何か、社会を理解しながら力がつく

講　師／ NPO 法人あったかサポートの社会保険労務士※

※社会保険労務士とは、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として事務手続き、指導、相談に応じる国家資格者です。

その他／ 講師料、交通費、時間帯、時間数などご相談に応じます。

連 絡 先

NPO法人 あったかサポート　TEL 075-352-2640

〒600-8154　京都市下京区間之町通下珠数屋町上る榎木町306 坂口ビル２階　FAX 075-352-2646

あったかサポート　検索　http://attaka-support.org/　e-mail　attaka-support@r6.dion.ne.jp

公益社団法人 京都勤労者学園　〒604-8854　京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都3Ｆ　TEL 075-801-5925

HP　http://www.labor.or.jp/gakuen/　e-mail　gakuen@labor.or.jp

京都府の補助金を活用した京都府労働関係教育委託事業

出前授業のご提案

高校の社会科や人権学習、大学の講義やゼミ、就職相談会などの時間を利用して、「働くことと人権」などをテーマに社会人として働き続けるための基礎知識を学ぶワークショップや「出前授業」の時間を一緒に作りませんか。

『学校・大学』と『働く』をつなぐ

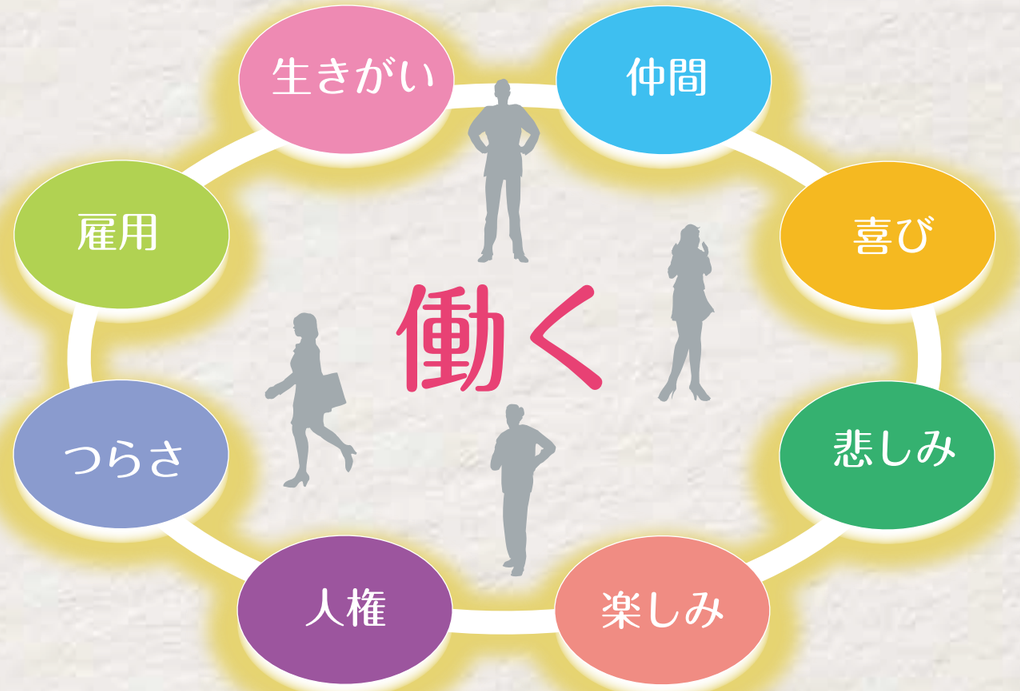

委託団体　勤労者の教養と地位の向上を目指し、勤労者教育・労働教育を推進する教育機関
公益社団法人 **京都勤労者学園**（愛称：ラボール学園）

実施団体　労働と社会保障の専門家集団
特定非営利活動法人（NPO法人） **あったかサポート**

「働くこと」や「生きること」について人権や人格権の視点から光を当ててみませんか

働くことが怖いといって、就労できない若者が増えています。他方、長時間労働やサービス残業、過酷なノルマ、いじめや嫌がらせ、モンスターな顧客の存在など、労働環境が問題となっています。また、学校教育までは男女平等でジェンダーを意識しなかったかも知れませんが、社会に出れば、配置や昇進、社会保険の仕組みなどを通じて、生活や文化の性差別を実感することにもなります。人権学習会の場で、労働法制の基礎知識、現在の雇用環境を知って、若者が「働くこと」や「生きること」に目を向ける力をつけませんか?

若者を取り巻く労働環境は
どうなっている？
たとえば労働基準法は
どうなっているの？
どう役立てるの？

ブラック企業や
ブラックバイト

いじめ
嫌がらせ

テーマ 1

雇用の格差に負けるな

働きすぎによる
過労死･過労自殺

非正規の増加

テーマ 2

問われる男女の性別役割分業

女性の人権を保護する法律は
どうなっているの？
相談先はないのかな？

女性の働き方
103 万円、
130 万円の壁

セクシャル
ハラスメント

マタニティー
ハラスメント

増加する
シングルマザーの
貧困

テーマ 3

キャリア女性の働き方を見直そう

女性総合職のうち大半が
退職している日本の現状。
女性が生き生きと働ける社会とは？
今後どうなるの？

長時間労働を
支える男女の
性別役割

問われる仕事と
出産や育児、
子育て時間の確保

人権学習講演

若者の働く権利と人権について

S 高校通信制進路指導部 教員

【講演依頼の経緯】

○労働問題に直面したとき、少なくともそれが自己責任ではなく、労働問題であると判断でき、相談できるところがあることを教えておきたいと考えた。

○生徒がこれからの就労を考え、弱い立場である若者労働者の巻き込まれる労働問題を知り、働く上での権利と人権を知るための講演を、NPO 法人あったかサポートにお願いすることとした。

【感想】

労働に関する法律や相談する場所を利用するのは本人である。その一歩が踏み出せる力が通信の生徒にあるのか。また、誰かが気づくことがトラブルに悩む若者を救う。やはり人と人とのつながりが最後の救いになる。そのつながりを持つことが難しい生徒も通信制には多いと懸念される。

しかし、このような講演を通して、具体的な社会の問題を知り、自分の置かれている状況を考える機会は大変有益であり、今後も継続して行っていきたいと考える。

【京都府立 R 高校　3 年生感想】

実際、法律とは言え、自分が声に出して言わなければ、間違いが正されないという事が今回 の難点であると思いました。労働者が弱い立場であることは、きっと不景気が続く限り変わらないと思います。それと同時に、これは人の命にも関わっているのだという事を人々は痛感しなければいけないと思いました。法律を並べる事は簡単です。しかし、本当に大切なのはそれを活かすことができるかどうかだと感じます。自分を守るため、人を守るためにある法律を、私は勇気を出して使っていかなければならない、と私は強く決意することができました。

正規雇用で就職することがすべてですか？ 働き生きるうえで大切なことは？

親も教師も誰もが「非正規雇用だけは避けたい」と、願うところです。しかし、若者の2人に1人は非正規雇用というのが現実です。また折角つかんだ正社員の椅子ですが、若者の早期離職が社会問題化しており、また過酷な労働実態から斃(たお)れる若者がいるという現実もご存知でしょうか。それぞれがお互いに支えあって働き生きていくこと―これも大切な職業能力でありスキルであることを知ってほしい。

そのようなメッセージをこめた出前授業をしませんか。

※斃れる=長時間労働などによる過労死・過労自殺

生徒から次のような
質問をうけました。
どのように答えられますか？

寸劇を取り入れた授業の様子

具体的な事例を想定して寸劇で理解を深めていきます。
教師と社会保険労務士が協力して熱演し、授業を行なっています。

これらの
働き方や雇用形態の
相違は？

京都駅 委 ア パ　ホールスタッフ・調理補助、ポスティングスタッフ

学生さん！パートさん！大歓迎!!
仲間もいっぱい！安心して始められます!!

仕事：① ア パ 中華レストランホールスタッフ、調理補助
時間：10:00　翌 2:00 の間で時間・曜日応相談
(22:00 以降は高校生不可) 土・日入れる方大歓迎
時給：８５０円～

仕事：② 委 各ご家庭などへのチラシ配付（ポスティング）
資格：不問　☆未経験の方もＯＫ！
時間：ご都合に合わせて、お好きな時間でＯＫ！
報酬：完全出来高制（１部５円)
餃子のあったか　京都店　電話０７５-０００－００００
京都市○○○○○○○○○○○○○

NPO法人あったかサポートが2013年度高校生（738人）を対象に行った「出前授業」の事前アンケートの調査結果より

健康で文化的な最低限度の生活ができれば、仕事内容や種類は問わない

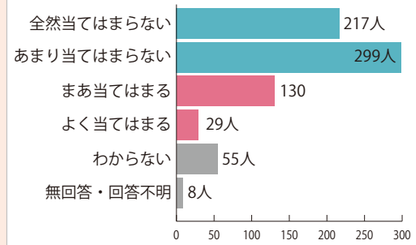

約2割の高校生が仕事を問わないと回答!!

中高年や老後の生活について不安を感じる

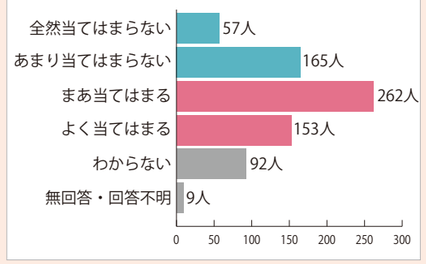

約6割の高校生が老後の心配をしている現実!!

家計を支える中心は、やはり男性であるべきだ

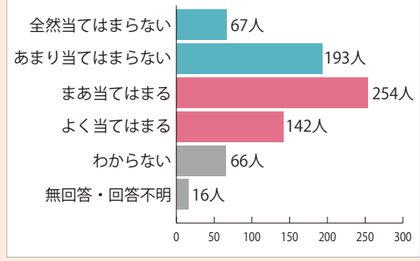

根強い男女の性別役割分業意識!!

正社員の職が見つからないのだとしたら、それは甘えや努力不足が原因だと思う

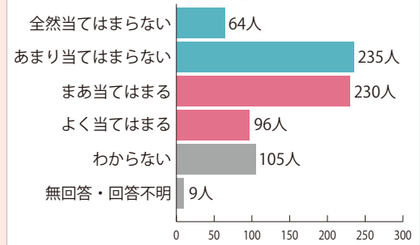

半数以上が「自己責任論」に傾斜!!

自他のアルバイト経験を活かし、職業や企業選択の『視 点』を育みませんか!

今や学生生活に欠かせないアルバイト。その延長線上に就職する若者は少ないかもしれません。しかし、アルバイト先の使用者や労働者の姿から、働くことの喜びや辛さについて学び取り、自らの就職活動に活かすことができるのではないでしょうか。職場の上司や同僚は活き活きと働いているかどうか、助け合って仕事をしているかどうか、メンタル不調者はいないか、休暇がとりやすい職場環境かどうか、など興味と関心を持って観察し臨めば、それが自己の新しい働き方に対する発見につながるはずです。アルバイト、インターンシップ、ボランティアなど、ヒントは足下にあります。

学生をめぐる状況 その1

学生の7割以上がバイト生

うち、4割がバイトなしでは修学困難者

独立行政法人日本学生支援機構　平成24年学生生活調査結果　より

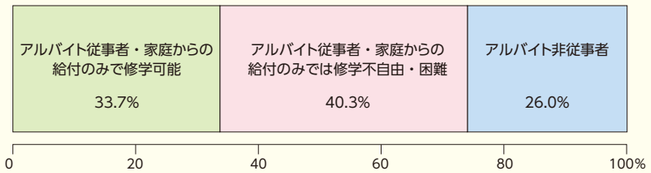

そのアルバイトの実態は?

学生をめぐる状況 その2

ブラック企業対策プロジェクト学生アルバイト全国調査結果によると…
(2014年11月25日発表)

- 3割弱の学生が週20時間以上のアルバイトに就労
- 何らかの不当な扱いを経験した学生は67%

具体的には…実際の労働条件が違っていた
シフトの一方的変更、休憩時間がない
残業代未払い　　等

なかでも深刻なのは

- やめたくてもやめられない「自己責任論」
- 学業とアルバイトの両立が困難

たとえば…ワークショップで
アルバイトとインターンシップの
ちがいについて語り合おう

学生をめぐる状況 その3

働くことの2つの次元と「就活直結的学習」「労働教育的学習」との関係概念図　(『大学生のためのキャリアデザイン入門』有斐閣80頁より掲載)

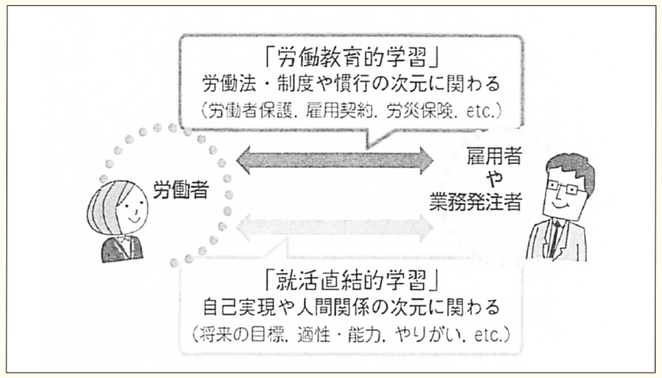

働く側と雇う側の関係には、雇う・雇われるという労働法等に基づく関係と、自己実現や人間関係に基づく関係があり、前者を学ぶのが「労働教育的学習」、後者を学ぶのが「就活直結的学習」です。

しかし、実際に学んでいるのは
就活直結的学習ばかりでは?

学生をめぐる状況 その4

「就活直結的学習」と「労働教育的学習」の経験の有無

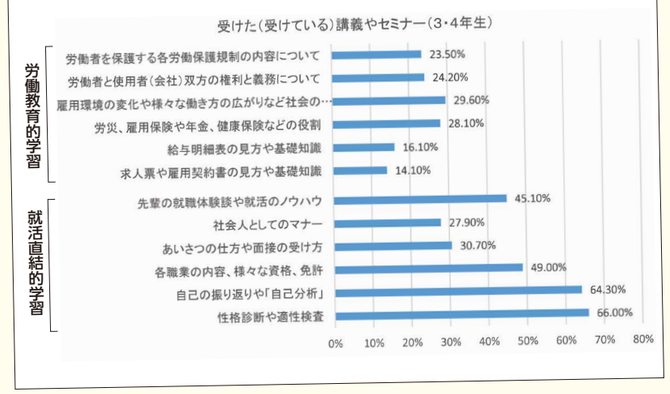

2014.12.13 シンポジウム「東西学生就活サミット」記録 5 頁 筒井美紀報告より掲載